別紙１

平成 29 年度予算　IoT サービス創出支援事業　実施要領

1　背景及び目的

（１）背　景

IoT／ビッグデータ時代においては、データの利活用の成否が、国際競争力の強化や社会的課題の解決のみならず、生産性の向上や成長分野への投資を通じた雇用の創出にとって、決定的に重要となる。

こうした認識の下、総務省では、平成 27 年９月 25 日、情報通信審議会に対し、「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」について諮問を行い、同審議会では、情報通信政策部会の下に「IoT 政策委員会」を設け、検討を進めてきた。

同年 12 月 14 日に決定・公表された中間答申においては、データの利活用を促進していくためには、必要なルールを可能な限り明確化し、自らのデータを利活用に供することができる環境を作っていくことが重要であるとされた。

また、平成 28 年７月７日に決定・公表された第二次中間答申においても、様々な分野においてデータの利活用を徹底することが最重要課題であり、ルールづくりによりデータ利活用を促進するモデルを構築すること、既存制度との関係を整理したり、必要なルールが不在である場合に明確化したりといった取組が求められることなどが提言された。

さらに、平成 29 年１月 27 日に決定・公表された第三次中間答申において、データ収集とその利活用を図ろうとした場合、従来の規制がその妨げとなったり、逆にルールが存在しないために利用者の安全性などが確保されない可能性があるため、「IoT サービス創出支援事業」を活用したルール整備など、民間の取組に対する政府の支援を一層強化することが必要であることが提言された。

上記の各中間答申を踏まえ、平成 27 年度補正予算を活用し、平成 28 年６月から平成 29 年２月まで、地域発の先導的な IoT サービスの創出・展開を後押しする実証事業である「IoT サービス創出支援事業」を全国各地の８チームで実施した。

また、平成 28 年度第２次補正予算を活用し、追加公募を実施（平成 28 年 10 月 28 日～12 月 9 日）したところ、114 件の提案があり、外部有識者による評価を経て、平成 29 年２月 28 日に 17 件を委託先候補として決定し、公表した。

（２）目　的

実証事業を通じ、IoT サービスの創出・展開に当たって克服すべき具体的な課題を特定し、その課題の解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの整備等につなげる。

2　委託事業の概要

（１）公募する事業

地方公共団体、大学、ユーザ企業等から成る地域の主体が、生活に身近な分野における IoT サービスの創出・展開に当たって克服すべき課題を特定し、その課題の解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルール整備等につなげるために行う実証事業

（２）提案事業の要件

① IoT サービス（※）の創出・展開に当たって克服すべき具体的な課題（実証事業を通じて解決を図るもの。特に、データ利活用の促進につながるもの。）を特定していること。

（※） 様々なモノをインターネットに接続し、データのやりとりをすること等により実現されるサービス。

② 上記①の課題の解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するものであること。リファレンスモデルは、新規性・独自性を有するとともに、国内他地域・諸外国等への展開、地域経済・雇用の活性化、中小事業者の生産性向上のいずれかに資するものであること。

③ 上記①の課題の解決に向けて必要と考えられるルール整備等（法令、条例、ガイドライン、規格等の新設、見直し等）につながるものであること。

④ 実証事業終了後に、同事業を通じて構築したリファレンスモデル、得られた知見等を生かして、誰がどのような IoT サービスを誰に提供し、どのように収益を得て自立的に運営することを想定しているか、また、他地域への普及展開の可能性についてどのように考えているかを明確にすること。

注：リファレンスモデル及びルール整備のイメージは、別添参考資料１・２を参照すること。

（３）対象分野

情報通信審議会における議論も踏まえ、以下のア～ケに示す生活に身近な分野のいずれかを選択すること。

なお、以下のア～ケの分野ごとに構築するモデルの例を記載しているが、上記１.（２）の目的及び上記２.（２）の要件を満たしていれば、これに限るものではない。

また、複数分野を対象とすることも差し支えないが、主たる対象分野を以下のア～ケからいずれか１つ選択すること。

注：異なる複数の分野においてデータの相互連携・活用を行う場合は、その旨明示すること。

ア．都市

例：街に多種類のセンサーを設置する等により、多種多様なデータの利活用を通じ住民サービスの向上･行政運営の効率化等に資する利活用モデルを構築する。その際、例えば住民のパーソナルデータについて、匿名加工情報（※）として利用可能な範囲を例示する等の具体的なデータ利活用ルールを個人情報保護法に関連する法令を踏まえた上で策定すること。

（※） 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。

イ．家庭

例：家庭内の機器・ネットワークを通じて取得される生活情報やエネルギー情報等を活用し、多様な家庭用機器・ネットワークを統一的かつ安全に制御することによって QoL (Quality of Life)の向上等に資する利活用モデルを構築する。

ウ．防災

例：IoT センサー等の活用により、迅速な被害把握、災害予測、減災、企業の BCP 策定支援、低消費電力で稼働する社会インフラ監視等の住民サービスの高度化、企業

価値及び地域経済の維持・向上等に資する利活用モデルを構築する。
注：サービス／システムの平時における活用についても提案に盛り込むこと。

エ．放送・コンテンツ
例：TV の on/off 情報を含む視聴データ（操作ログ等）を活用し、放送サービスの高度化を図るため、ターゲット広告や番組レコメンド、見守りサービス等の利活用モデルを構築する。

オ．医療・福祉
例：医療機関、保険者等が有する医療・健康等データとウェアラブルデバイス等から得られる個人の生活・バイタルデータを統合すること等により、高齢者がいきいきと活躍できる社会の実現、子どもの健全な育成の実現等に資するよう、個人に提供される医療・健康・福祉サービスの質の向上等を図る利活用モデルを構築する。
注：厚生労働省、総務省等の既存の取組や成果を十分踏まえた提案とすること。

カ．教育
例：より高い教育効果や効率化が見込まれ、簡単・快適に児童生徒や教職員が利用でき、低コストで導入・運用可能な教育機器・教育空間・教材等の活用を通じた教育サービスの質の向上に資するデータ利活用モデルを構築する。
注：文部科学省、総務省等の既存の取組や成果を十分踏まえた提案とすること。

キ．農業
例：農業情報の多様な連携や利活用を促進し、農産物の生産性の向上、物流の効率化等を実現することで、地域の中小企業も含めた生産者等の所得向上等を図るデータ利活用モデルを構築する。
注：政府策定の農業情報の標準化ガイドラインの活用など、既存の農林水産省、総務省等の農業 ICT（スマート農業）に係る取組や成果を十分踏まえた提案とすること。

ク．地域ビジネス
例：IoT の活用によるサプライチェーンの革新、複数地域間でのデータ連携による商圏（生産・仕入・顧客等）の拡大、データを活用した地域雇用推進プラットフォームの構築など、地域におけるビジネスの拡大・活性化に資するデータ利活用モデルを構築する。

ケ．シェアリングエコノミー
例：地方公共団体等が所有・管理する公共施設等を、シェアリングエコノミー事業者を通じて一般に有償で利用させること等により、住民サービスの高度化、遊休資産の積極活用等に資する利活用モデルを構築する。

3　提案手続

（１）提案者
地方公共団体、民間法人、大学、ＮＰＯ法人等からなるコンソーシアムとするが、データの活用主体であるユーザ企業等を含むことを必須とする。
このコンソーシアムは、委託事業全体の取りまとめ等を行う代表機関及び委託事業全

体を統括する実施責任者（プロジェクトリーダー）が定められていることとする（実施責任者は、委託事業の進捗管理等、委託事業全体を統括するとともに、総務省の求めに応じて委託事業の内容の説明等を行うこととする）。

（２）委託金額

１提案当たり６千万円以下とする。

（３）応募資格

コンソーシアム内の各実施主体が、以下の者（以下「暴力団排除対象者」という。）に該当しないこと。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

（４）提案書様式

別紙２様式１～８に従い作成し、提出すること。

（５）その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、Ａ４版（様式自由）10 ページ以内で添付すること。

（６）提出期限

平成 29 年５月 17 日（水）午後５時（必着）

（郵送の場合は同日付け必着）

（７）提出部数等

提案書（様式１～８）及びその他の補足資料は、正本（１部）、副本（２部）及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）１枚を提出すること。

（８）提出先

本実施要領「11　実施要領に関する問合せ先」へ持参又は郵送により提出すること。

なお、採択された提案書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。提出された提案書等の返却はしない。

4　委託先候補の選定及び採択

（１）選定方法

外部有識者による書面審査及び必要に応じて行うヒアリングに基づき、委託先候補を選定する。ヒアリングの実施については、対象者に対し総務省より別途通知する。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

（２）選定のポイント

委託先候補の選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。評価会での検討により選定基準に変更が生じた場合は、別途公表する。

なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

①　公募する事業の内容に対する適切性・有効性・新規性（独自性）

ア　公募する事業の内容・趣旨に合致した提案事業となっているか。特に、IoT サービスの創出・展開に当たって克服すべき具体的な課題を特定し、その課題の解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの整備等につなげるという趣旨に合致したものとなっているか。

イ　公募する事業の内容・趣旨に合致した効果が見込めるか。特に、リファレンスモデルが、新規性（独自性）を有するとともに、地域経済・雇用の活性化、中小事業者の生産性向上、国内他地域・諸外国等への展開のいずれかに資するものとなっているか。

②　委託事業を遂行する能力

ア　委託事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。

イ　委託事業を実施するため、多業種にまたがる事業者、地方公共団体等との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されているか。

ウ　各実施主体に、総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる能力があるか。

エ　各実施主体が、委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有しているか、かつ資金等について十分な管理能力を有しているか。

③　委託事業の遂行の確実性

ア　達成すべき目標が明確に設定され、技術上・制度上実現が可能なものとなっているか。

イ　実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理な

く組まれており、委託事業の確実な実施・運営が見込めるか。

ウ　地域住民、コミュニティ、事業者等の産業界、地方公共団体がサポートする体制が構築され、地域が一体となったサポートが期待できるか。

④　委託事業の遂行についての効率性

ア　委託事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

イ　委託事業の実施に当たって、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）や提案者等が既に保有する資産（インフラ、システム、人材、知的財産等）を活用する等効率的な計画となっているか。

⑤　委託事業の費用分担の適切性

ア　委託事業の成果の応用・展開に要する経費を自己負担として適切に計上（※）する等、実施主体に応分の負担が図られているか。

（※）計上する自己負担額を提案書に明記すること。

イ　過去に ICT を活用した取組（国のプロジェクトとして指定、委託等を受けた他の事業等）を実施していた場合、その成果を活用しているか。

ウ　同時期に、国の予算を活用する、他の関連する事業を行っている、又は行おうとしている場合には、役割分担・費用分担等が明確になされているか。

⑥　委託事業終了後の運営及び普及展開可能性

ア　委託事業の終了後に、同事業を通じて構築したリファレンスモデル、得られた知見等を生かして、誰が、どのような IoT サービスを誰に提供し、どのように収益を得て自立的に運営することを想定しているかについて明記されているか。

イ　提案された事業について、他の地域・分野への普及展開が見込めるものとなっているか。また、経済効果や業務効率化等、具体的かつ定量的な目標・見通しが示されているか。

ウ　標準的・共通的なモデル・仕様・ルール、普及展開に係る計画の策定等、普及展開に向けた提案がなされているか。

⑦　その他

以下のような提案主体独自のアピールポイントが盛り込まれているか。

〔例〕

・　多様な分野の事業者が IoT システムの開発・検証を行うことができる国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）のテストベッド環境の活用

（注）活用に当たっては、以下【参考１】を参照の上、所定の手続を行うこととする。

・　NICT の新技術開発施設（IoT テストベッド）供用事業により整備されたテストベッド環境（以下【参考２】を参照）の活用

・　低消費電力広域無線通信技術（Wi-SUN、LoRa、NB-IoT 等）、ソフトウェアによるネットワーク制御技術（SDN、NFV 等）、ブロックチェーン（分散型台帳技術）

など IoT の実現に資する新たな情報通信技術の活用

・　「異能ベーション」、「I-Challenge」、「起業家甲子園」、「起業家万博」等で採択・表彰された人材及び技術の活用

・　地銀、信金、信組、JA（農業協同組合）、REVIC（地域経済活性化支援機構）等の地域の金融機関との連携・協力

・　クラウドファンディング、BID（Business Improvement District）制度、SIB（Social Impact Bond）などの新たな資金調達手段の活用

【参考１】

○　国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT） http://www.nict.go.jp/index.html ○　次世代通信網テストベッド(JGN)　http://www.jgn.nict.go.jp/index.html ○　大規模エミュレーション基盤 StarBED http://starbed.nict.go.jp/index.html ○　大規模オープンテストベッド JOSE(Japan-wide Orchestrated Smart/Sensor Environment) http://www.nict.go.jp/nrh/nwgn/jose.html

【参考２】

○　IoT テストベッド事業等への支援 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/iot_testbed_support/ ○　IoT テストベッド事業及び地域データセンター事業に係る助成金交付対象事業の募集 http://www.nict.go.jp/press/2016/09/09-1.html ○　「平成 28 年度 IoT テストベッド事業及び地域データセンター事業に係る助成金の交付決定」 https://www.nict.go.jp/press/2016/11/14-1.html

（３）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、委託先候補であるコンソーシアムの代表機関に提案内容の遂行に支障がないかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から委託先候補に通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

5　委託契約

（１）委託契約の締結

採択された委託事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するもの

ではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

（２）委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

（３）契約の形態

総務省の支出負担行為担当官とコンソーシアムの代表機関の代表者が契約を締結することを原則とするが、必要に応じて契約の相手方を調整する場合がある。

（４）契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6　委託費

（１）委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた使途以外への使用は認められない。

なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに実施機関と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、委託事業終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより速やかに支払われる。

（２）委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税８％（消費税率＋地方消費税率）を含む。）とする。直接経費の内訳は別添のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10%以下とする。

（３）業務の外注

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、委託事業の全部を第三者に請け負わせることは不可とする。また、暴力団排除対象者への再委託は不可とする。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

①　再委託の金額が50万円を超えない場合

②　契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の５分の１を超えない場合

ア　翻訳、通訳、速記及び反訳等の類

イ　調査研究報告書等の外注印刷等の類

ウ　パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類

エ　会議開催の会議室、会場等の借上げの類

オ　調査研究に必要な各種情報収集経費の類

カ　納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

（４）委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

7　報告及び評価

（１）中間報告

受託者は、総務省に委託事業の進捗状況等を記した中間報告書を提出しなければならない。中間報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。中間報告書の提出期限等の詳細は、別途指示する。

（２）成果報告及び終了評価

受託者は、委託事業の終了後、成果報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

・事業内容
・開発・実証に係る設計書やデータ
・委託事業で活用した ICT システムの検証結果（定量的評価を含む。）
・明確化された課題及びその解決策
・収支報告
・委託事業終了後の事業計画、運営体制、資金計画（ランニングコストの負担方法及びその費用負担者）
・開発・実証成果の実用化・普及展開に係る計画　等

成果報告書をもとに、総務省において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。

成果報告書の提出期限は、委託契約期間終了日から起算して７日以内とする。

提出部数は、正本（１部）、副本（２部）とし、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）１枚も合わせて提出する。

提出先は、本実施要領「11　実施要領に関する問合せ先」へ持参又は郵送により提出する。提出された成果報告書の返却はしない。

（３）事後報告及び追跡評価

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。また、事後報告書をもとに、評価会において、事業終了後の運営状況や成果展開等について追跡評価を行う。なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

8　スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

・平成 29 年５～６月頃：　評価会開催、委託先候補の決定
・平成 29 年７月頃：　　契約条件の調整、委託契約の締結
・平成 29 年 12 月末頃：　中間報告書の提出
・平成 30 年３月頃：　　成果報告書の提出

9　委託費の適正な執行について

（１）適正な執行の確保

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約額の減額を行う可能性がある。

（２）委託事業における経理処理

委託事業における経理処理については、（別紙３）「平成 29 年度第２次補正予算　IoT サービス創出支援事業における委託契約経理処理解説〔H29.4.11 版〕」に従うこと。

10　その他

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（ http://www.soumu.go.jp/ ）で公開するものとする。

11　実施要領に関する問合せ先

総務省　情報流通行政局　情報流通振興課（担当：長坂課長補佐、中西主査、本村官）
〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２　中央合同庁舎第２号館 11 階
電話：　０３－５２５３－５７４８
FAX ：　０３－５２５３－５７５２
E-mail：iot-sosyutsu_atmark_ml.soumu.go.jp
※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。
送信の際には、「@」に変更してください。

「リファレンス（参照）モデル」の例（概要）　【参考資料１】

救急医療・災害対応におけるIoT利活用モデル実証事業（都市）

ウェアラブル機器、スマホ、ドローン等から得られる情報を半自動的に統合し、救急救命・災害対応における消防力の最適化を実現するモデル

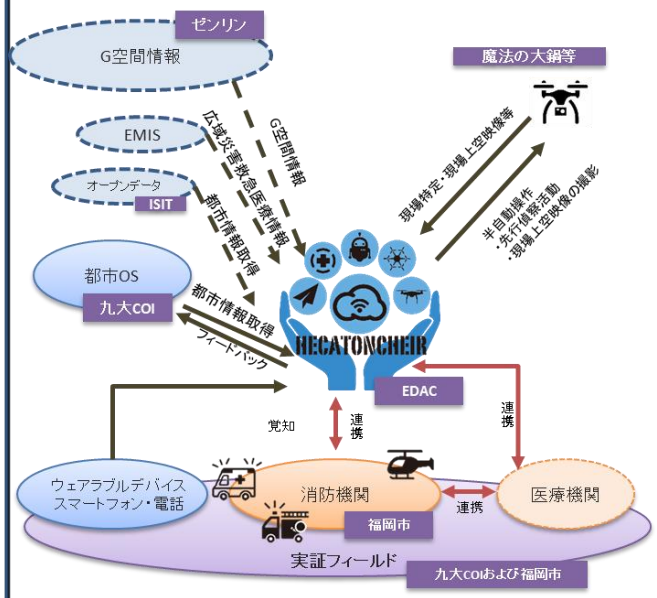

海洋ビッグデータを活用したスマート漁業モデル事業（農業（漁業））

気象・潮流等の海洋ビッグデータを活用し、
①効率的な出漁・漁獲
②飲食店が漁業者に直接注文（先行予約）する産地直送ビジネス
を実現するモデル

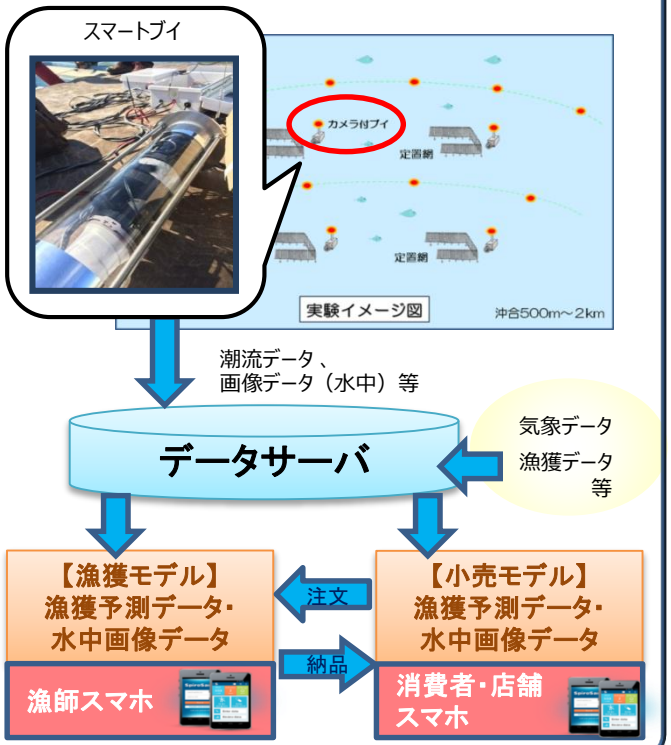

テレビのIoT化とオーディエンスデータ連携による地域経済活性化実証プロジェクト（放送）

テレビの視聴ログを収集し、番組／CM関連データ等と組み合わせて分析することにより、高度なサービス（視聴者に応じた広告提供等）を実現するモデル

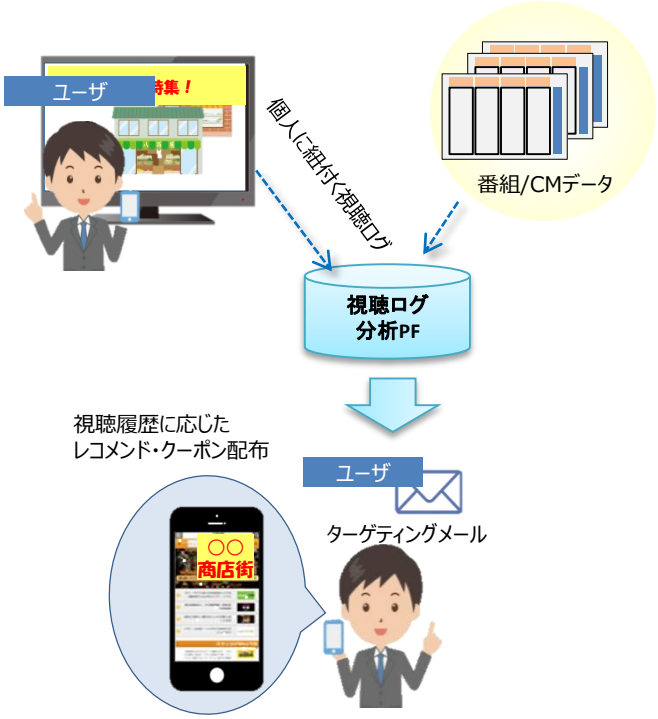

実証成果がルール整備につながった例　【参考資料2】

H28.7
実証事業開始

H29.2
実証事業終了

IoTサービス創出支援事業（H27補正）
「テレビのIoT化とオーディエンスデータ連携による地域経済活性化実証プロジェクト」（（株）HAROiD、（一社）IPTVフォーラム　等）

実証成果（ルール整備関連）

○　視聴ログの取得にあたっては明示的な利用許諾（同意）が必要

●　視聴ログ取得のオプトアウト（事後停止）を可能にすることが必要

ルールのあり方等を提言

放送を巡る諸課題に関する検討会　視聴環境分科会
視聴者プライバシー保護ワーキンググループ

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（改正案）

○　受信者情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、（中略）必要な範囲を超えて、視聴履歴を取り扱ってはならない。（第35条第１項）

●　受信者情報取扱事業者は、（中略）同意を得た場合であっても、視聴履歴について、本人の求めに応じてその取得を停止することとし（なければならない。）（第35条第３項）

第1回
分科会
H28.9

分科会及びWGでの検討

第3回
分科会
H29.3
改正案の
取りまとめ

H29.5
ガイドライン
改正（予定）